

## 保険料基準額の算定及び所得段階別保険料表 (案・暫定値)

(注) 保険料基準額の算定及び保険料(年額)は、現段階のサービ見込み量から算出した暫定値です。暫定値には、「公費による保険料軽減の強化」による軽減幅を反映しています。

なお、今後、介護報酬の改定や介護給付費準備基金取崩額等により保険料基準額及び保険料(年額)が変更となる可能性があります。

## 5 保険料基準額の算出式

2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間の標準給付見込額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

また、2025年度（平成37年度）についても算定をしています。

### 保険料基準額の算定

（単位：円）

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	合計	2025年度 (平成37年度)
標準給付費見込額 (①)	7,303,417,014	8,000,237,083	8,402,860,028	23,706,514,125	10,526,878,175
地域支援事業費 (②)	585,340,897	629,602,753	687,662,635	1,902,606,285	743,204,428
総合事業 (③)	325,708,684	367,030,993	422,597,159	1,115,336,836	468,836,952
包括的支援事業+任意事業 (④)	259,632,213	262,571,760	265,065,476	787,269,449	274,367,476
第1号被保険者負担及び調整交付金相当額 (⑤ = ((①+②) × 23%) + ((①+③) × 5%))	2,195,870,605	2,403,226,566	2,532,093,071	7,131,190,242	3,367,306,407
調整交付金見込額 (⑥ = (①+③) × 各年度交付割合)	88,498,000	116,305,000	150,915,000	355,718,000	217,715,000
財政安定化基金拠出金見込額※1 (⑦ = ① × 0%)					
介護保険給付準備基金取崩額 (⑧)				150,000,000	—
第7期保険料収納必要額 (⑨ = ⑤ - ⑥ + ⑦ - ⑧)				6,625,472,242	3,149,591,407
予定保険料収納率 (⑩)	99.30%				
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (⑪)	35,036人	35,640人	36,244人	106,920人	37,371人
年額保険料基準額 (⑨ ÷ ⑩ ÷ ⑪)				62,400	84,870
月額保険料基準額 (⑨ ÷ ⑩ ÷ ⑪ ÷ 12)				5,200	7,073

※1 財政安定化基金拠出金見込額は、各都道府県は基金の保有状況を考慮し適切な拠出率を条例で定めることができる。

## 6 保険料段階

### (1) 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料は、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細やかな所得段階区分設定を行います。

第6期計画期間の区分(13段階)			基準額に対する割合
第1段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者 (公的年金収入+合計所得金額)が80万円以下		×0.5 (※)
第2段階	本人を含め世帯全員が 市民税非課税	(公的年金収入+合計所得金額)が80万円を超え、120万円以下	×0.65
第3段階		(公的年金収入+合計所得金額)が120万円を超える	×0.75
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる		×0.9
第5段階 (基準)	(公的年金収入+合計所得金額)が80万円を超える		×1.0
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	×1.2
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	×1.3
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	×1.5
第9段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満	×1.6
第10段階		合計所得金額が400万円以上800万円未満	×1.75
第11段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	×2.0
第12段階		合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	×2.2
第13段階		合計所得金額が1,200万円以上	×2.4



第7期計画期間の区分(14段階)			基準額に対する割合
第1段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者 (公的年金収入+合計所得金額)が80万円以下		×0.5 (※)
第2段階	本人を含め世帯全員が 市民税非課税	(公的年金収入+合計所得金額)が80万円を超え、120万円以下	×0.65
第3段階		(公的年金収入+合計所得金額)が120万円を超える	×0.75
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる		×0.9
第5段階 (基準)	(公的年金収入+合計所得金額)が80万円を超える		×1.0
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	×1.2
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満	×1.3
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満	×1.5
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満	×1.6
第10段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満	×1.75
第11段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満	×1.85
第12段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	×2.0
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	×2.2
第14段階	合計所得金額が1,200万円以上	×2.4	

※第1段階の割合は、「公費による保険料軽減の強化」による軽減幅を反映前の割合(反映後は×0.45)。

※第4段階以上の割合と合計所得金額の区分は、現時点での案で、今後、平成30年3月の生駒市議会で  
の審議を経て決定します。

## (2) 所得段階別第1号被保険者の保険料

各所得段階別の年額の保険料は次のようになります。

第7期計画期間の区分(14段階)		基準額に対する割合	保険料 (年額)
第1段階	住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者及び生活保護受給者 (公的年金収入+合計所得金額)が80万円以下	基準額 ×0.5 (※)	31,200円
第2段階	本人を含め世帯全員 が市民税非課税	(公的年金収入+合計所得金額)が 80万円を超え、120万円以下	基準額 ×0.65 40,560円
第3段階		(公的年金収入+合計所得金額)が 120万円を超える	基準額 ×0.75 46,800円
第4段階	本人が市民税非課税で、 世帯の中に市民税課 税者がいる	(公的年金収入+合計所得金額)が 80万円以下	基準額 ×0.9 56,160円
第5段階 (基準)		(公的年金収入+合計所得金額)が 80万円を超える	基準額 ×1.0 62,400円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2 74,880円
第7段階		合計所得金額が 120万円以上200万円未満	基準額 ×1.3 81,120円
第8段階		合計所得金額が 200万円以上300万円未満	基準額 ×1.5 93,600円
第9段階		合計所得金額が 300万円以上400万円未満	基準額 ×1.6 99,840円
第10段階		合計所得金額が 400万円以上600万円未満	基準額 ×1.75 109,200円
第11段階		合計所得金額が 600万円以上800万円未満	基準額 ×1.85 115,440円
第12段階		合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.0 124,800円
第13段階		合計所得金額が 1,000万円以上1,200万円未満	基準額 ×2.2 137,280円
第14段階		合計所得金額が 1,200万円以上	基準額 ×2.4 149,760円

※第1段階の割合は、「公費による保険料軽減の強化」による軽減幅を反映前の割合。